

SDGsWeek EXPO 2023

**エコプロ2023**

植物の力で世界を変えよう！

# プラントベースワールド

【出展のご案内】

日時：2023年12月6日(水)～8日(金)

会場：東京ビッグサイト東ホール

【早期割引申込締切】5月31日(水) / 【出展申込締切】7月14日(金)

日本経済新聞社

NPO法人ビーグッドカフェ  
株式会社ピース・コミュニティ・プラン

## 世界でマーケットが拡大・成長するプラントベース製品をご紹介します

持続可能な社会への関心や、消費者の健康志向の高まりなどから普及が進むプラントベース。動物由来から植物由来へ転換することによって、製造過程で排出されるCO2や水の使用を抑制できることや、将来の食糧不足解決の有効策と考えられているなど、SDGs達成や気候変動対策としても注目されています。

TPCマーケティングリサーチによると、2020年頃からプラントベースフードが注目を集めるようになったことで、代替肉を採用する企業が増大しており、2021年の業務用代替肉市場は、前年比17.7%増の153億円、この10年間で同市場は約1.8倍に成長しているといわれています。

本企画はプラントベース製品を取り入れたライフスタイルの魅力やSDGsとのつながりをご紹介します主催者テーマゾーンです。エコプロ展に会場する環境意識の高い幅広いステークスホルダーに製品・サービスをダイレクトに訴求する機会として、ぜひ、本テーマゾーンを御社のブランディングやマーケティングにご活用ください。



## プラントベースにおける「衣」：新たな植物素材に高い価値を見出す

今、植物の持つ素材力を最大限に引き出し、レザー・毛皮・羽毛・シエルなどの動物由来素材を植物由来のものへ代替することで、衣類に魅力を付加したファッションに注目が集まっています。

リンゴの芯や皮を使ったアップルレザーや、パイナップルの葉の繊維から作られたピニャテックス、乾燥させたサボテンの葉を加工したサボテンレザー、木の实からつくられる吸収発熱に優れるカポックコットン、そしてシーセルというミネラルやアミノ酸などが豊富に含まれた海藻繊維など、近年生まれた素材は優れた環境性、新規性、希少性を兼ね備えており、昨年は複数の大手小売業でも商品に取り入れられるなど、今後の業界動向から目が離せません。



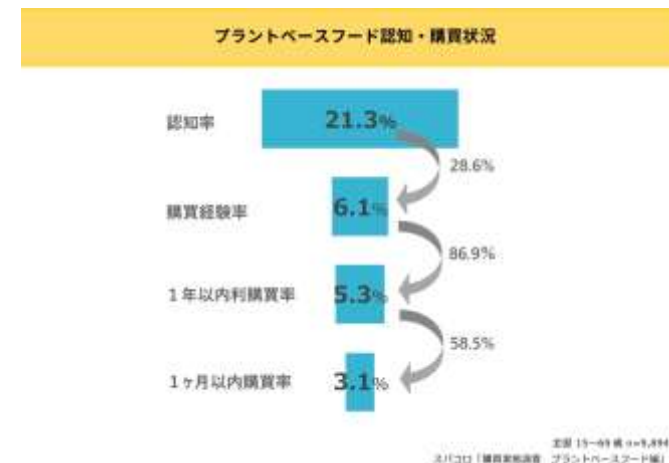
## プラントベースにおける「食」：拡大傾向が続く成長市場

株式会社KSP-SPの調査によると、2021年のプラントベースフード全体の売上は19年と比べて162%と食品全体の伸び率105%を大きく上回っています。

株式会社スパコロの調査によると、プラントベースフードの認知率ははまだ全国で2割と多くないものの、購買経験者の継続購買率の高さが伺えます。



出典：ダイヤモンドチェーンストア「伸長するプラントベースフード、買われている理由と狙いのメニューは？」



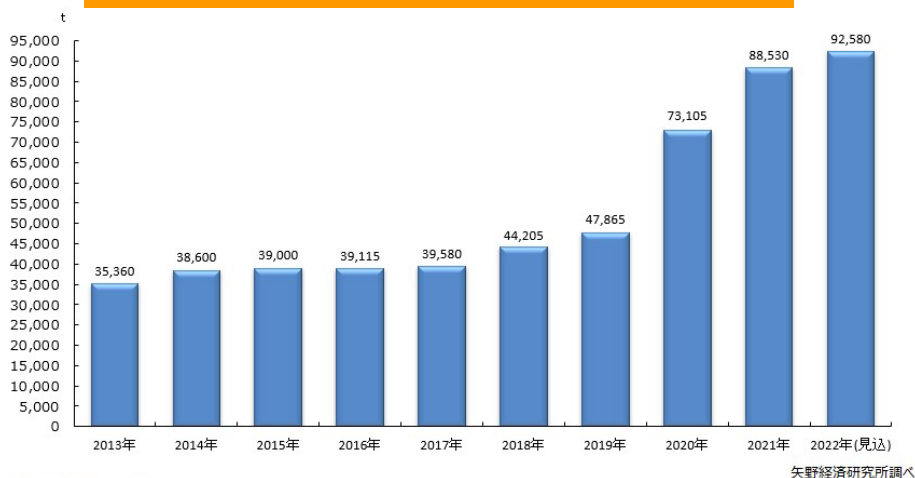
プラントベースにおける「住」：環境配慮型の新素材の開発、実用化が進む

住宅や公共施設などの建物やインテリア、食器、文具など、暮らしのなかの様々な製品においても木材や植物の活用や植物性の新素材の開発および実用化が加速しています。

住宅関連では、針葉樹に比べ成長時のCO2吸収量が約7倍も多いとされる植物ケナフや穀物の廃棄部分、キノコの繊維でできた家具が製品化されている他、100%植物由来の生分解性バイオプラスチック素材や、将来的な市場規模は実に3兆円とも目されるスギを活用した画期的な新素材「改質リグニン」、ボタニカルコンクリートや廃棄食材を利用した「食べられるセメント」などユニークな新素材の開発や製品化が産官学が連携して取り組まれています。

植物のもつ特性を生かしたプラントベース製品の開発は、海洋プラスチックを含むプラスチックごみによる環境汚染の解決策に加え、新素材の実用化による地域への新産業の創造という観点からも期待が高まっています。

バイオプラスチックの国内市場規模推移



注1. 国内出荷量ベース  
注2. 2022年は見込値  
注3. バイオプラスチックとは、使い終わったら水と二酸化炭素に還る「生分解性プラスチック」と、原料に植物など再生可能な有機資源を含む「バイオマスプラスチック」の総称であり、この2つの環境調和型のプラスチックを対象としている。なお、市場規模にはバイオPE製輸入レジ袋を含む。

出典：(株)矢野経済研究所「2022年版 バイオプラスチックの市場動向と需要実態」

改質リグニンの製品展開例



出典：農林水産省「aff 2022年9月号」



植物の力を活かす商品を一堂に集め、  
これからの生活様式を支える基盤となる様子を可視化します

衣の例



サボテンやリンゴなどの素材もレザーにできることを知って、物づくりに必要な材料の選択肢が増えてきていることを実感した。ぜひ購入したいと思った。

本来は捨てられてしまいうりんごの皮などをレザーにすることで環境にも優しく新たに発展する素晴らしいアイデアであると感じた。



食の例



大豆ミートはプラントベースの関心を生むパイオニアであると感じた。実際に試食をしたら、お肉に近い味で、精進料理を食べているようだった。身体に良さそうなので、また食べてみたい。

コーヒー自体に工夫をするのではなく残りカスを燃料とすることで味の品質を落とさず製品を作ったのはすごいと思いました。



住・暮らしの例



植物から作られているとは思えないくらい質感が良いものも多く、物を作るのに必要な材料の選択肢が増えてきていることを実感した。

植物が世界を救う時代がきていると実感した。衣食住含め、植物を意識した生活をおくろうと思う。



「出展者エリア」と「情報発信エリア」が一体となった複合的なテーマゾーンで  
 来場者の関心を一層高め、出展ブースの誘致につなげます

## ① 出展者エリア

プラントベースに関する製品・サービスを出展いただく  
 エリアです。植物の力を活かした商品を一堂に集め、  
 その価値を発信します。  
 来場者とのダイレクトなコミュニケーションの機会として  
 マーケティングやブランディング等にご活用ください。



## ② 情報発信エリア

エコプロ主催者によるプラントベースの情報発信エリ  
 アです。テーマゾーン内出展社の代表製品を一堂にご  
 紹介するほか、プラントベースとSDGs・地球環境や健  
 康とのつながりを訴求することで、来場者の関心喚起  
 や意識変容につなげます。



## スタンダードブース出展

1小間：3m × 3m = 9m<sup>2</sup>

【早期割引申込締切】5月31日(水) / 【出展申込締切】7月14日(金)

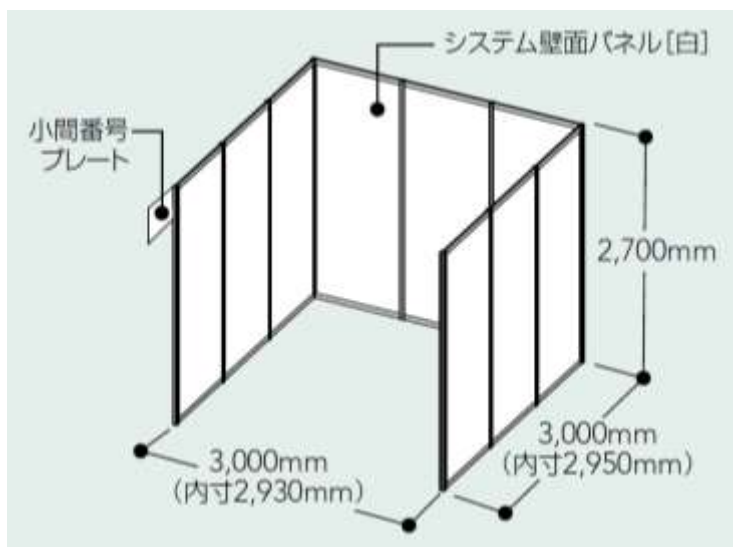
出展小間料：1小間あたり **¥418,000** (税込) / 3日間

▶ 最大8小間まで ▶ 背面・側面のパネル付き

## ※早期割引申込について

2023年5月31日(水)までに展覧申込を完了した場合、  
早期割引で出展料金から1小間あたり**33,000円(税込)**を割引きます。

## ◆ ブースイメージ (1小間の場合)



※9小間以上のご出展希望の際は事務局までご相談ください。

※本テーマゾーンは、複数企業・団体で共同出展することができます。共同出展グループは、出展者一覧や会場図で連名表記が可能です。共同出展でのご出展を希望される場合は幹事者が代表して出展申込を行ってください。

【共同出展グループ表記例】日本経済新聞社/日経エコマテリアル/日経エコサービス

## ◆ 追加費用でご用意いただけるものについて

※詳細は9月6日(水)に行う出展者説明会でご案内します。

## ■ 小間装飾/オプションリース備品 ■

床面のカーペットや机・椅子、電気・照明器具などの備品の手配、および小間の装飾については、各出展者の負担で行ってください。なお主催者でもパッケージ装飾、展示台、パンチカーペット、椅子、照明・映像機材などのオプション・リース備品をご用意しています。

## ■ 電気工事 ■

1kWあたり12,100円 (予定・税込)

※小間までの配線と開閉器(ブレーカー)設置工事費および会期中の電気使用料を含みます。

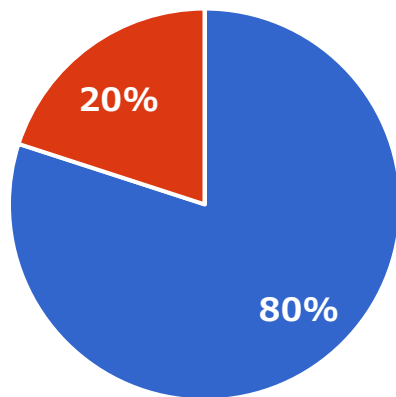
開閉器から小間内の電気配線工事は各出展者で行ってください。

## &lt; 注意事項 &gt;

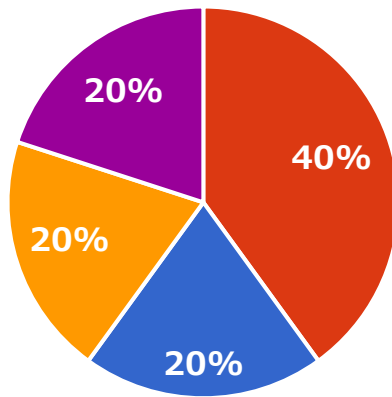
- ・展示物や配布資料は各出展者にてご手配をお願いします。
- ・小間内の装飾物の高さには制限がありますのでご注意ください。
- ・会場への搬入・搬出は、各出展者さまにて行っていただきます。
- ・レイアウト、小間位置などは主催者で決めさせていただきます。
- ・会場内各ホールには、出展者向け共有ストックを設置する予定です。
- ・本展示会は新型コロナウイルス感染拡大などの状況に応じ、中止や延期を判断させていただく場合がございます。予めご了承ください。

● 出展目的

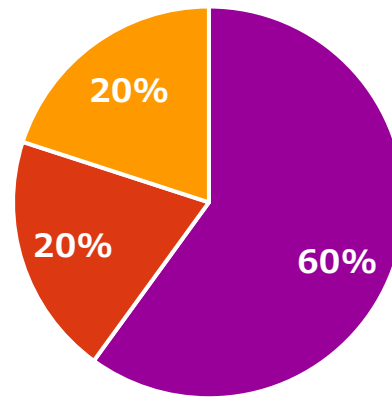
【第一目的】



【第二目的】

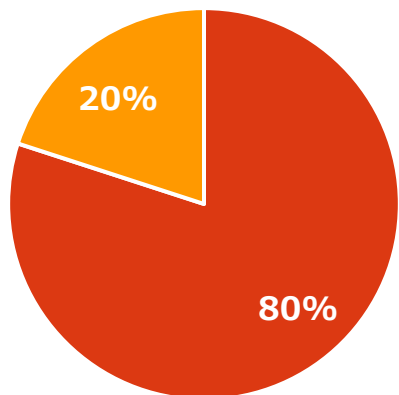


【第三目的】



- 企業・製品・取組みのPR
- 取引先の開拓・商談
- 顧客・会員の獲得
- 製品の販売
- リサーチ・市場調査
- その他
- なし

● 出展満足度



- とても満足
- やや満足
- 普通
- やや不満
- とても不満

【本企画出展社コメント抜粋】

- ・ 企業姿勢のPRという側面で価値を感じる展示会でした。／弊社の取り組みは十分にアピールできた。／多くの方に弊社の取り組みを知ってもらえる良い機会でした。
- ・ 普段は食の展示会ばかりに出展しているため、エコプロは来場者の幅が広くて驚いた。／商談対象に加えて、就職活動中の大学生等にも取り組みを知ってもらえたのは新たなメリットに感じた。
- ・ 試食や試供品提供を通じて、来場者から直接製品に対する感想や導入や購買時の疑問や懸念事項などダイレクトな声が聞けて参考になった。



環境/ インフラ/ 脱炭素社会課題解決をめざす5つの大型展示会を同時開催する「SDGs Week EXPO」。  
本テーマゾーンの「エコプロ」では、環境問題や脱炭素社会への対応が必要不可欠いま、社会課題解決のためのビジネスマッチングや企業価値の向上を支援し、企業・団体や官公庁、学術機関、またNPO/NGOや消費者まで、多様なステークホルダーが集います。

- 名称 : **SDGs Week EXPO エコプロ2023** [第25回]
- 会期 : 2023年12月6日(水)~8日(金) 10:00~17:00
- 会場 : 東京ビッグサイト 東4・5・6・7ホール
- 入場料 : 無料(登録制)
- 主催 : (一社)サステナブル経営推進機構、日本経済新聞社
- 後援 : 内閣府、経済産業省、環境省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省、消費者庁、(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、東京商工会議所、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構(ジェトロ)、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、埼玉県教育委員会、神奈川県教育委員会、千葉県教育委員会 [順不同/申請予定]
- 入場料 : 無料(登録制)
- 出展規模 : 600社・団体/1,200小間(SDGs Week EXPO全体、見込み)
- 来場者数 : 65,000人(SDGs Week EXPO全体、見込み)
- 来場対象 : **<社会課題への意識・関心の高い生活者>**  
 ● 一般生活者、アクティブシニア、若年層 ● NPO・NGO、市民団体 ● 学校・教育関係者、学生、児童・生徒
- <社会課題解決に携わるビジネスパーソン>**  
 ● 企業 ● 自治体・官公庁 ● 各業界団体、地域産業・商工団体 ● 学術機関、国際機関、研究開発機関、専門家  
 ● イノベーター、オピニオンリーダー、インフルエンサー ● VIP (国会議員、行政トップ、企業の経営者層、在日大使館ほか)
- 同時開催 : 社会インフラテック [第6回インフラ維持管理・老朽化対策総合展] /カーボンニュートラルテック [第3回] / 自然災害対策展 [第5回] /ウェザーテック [第3回]



## エコプロの特徴

### 特徴1 ビジネスマッチング

#### SDGs達成を実現する革新的技術、新製品、サービス集結の場

地球環境問題・脱炭素社会への対応が必要不可欠となり、より大きな領域であるSDGsについても、待ったなしの対応が求められています。本展には社会課題の発掘と解決に向けた革新的技術や新しい製品・サービスが集結。集客した幅広い業種のビジネスパーソンとの商談・取引、人的ネットワーク構築を支援します。

### 特徴2 パーパスブランディング

#### 社会課題へ向き合う“パーパス”を起点にしたコミュニケーションの場

ESG情報開示の枠組みが広がり、市場の再編が進む中、社会課題へ向き合う姿勢が重要視されています。本展はパーパスを可視化し行動へ、そして新たな潮流を生み出す場となります。多様な来場者とのコミュニケーションを通じ、パーパスブランディングの構築を図ることができます。

### 特徴3 次世代育成

#### SDGsネイティブと双方向の交流の場

小中高生から大学生、社内外の若手・Z世代への情報発信や相互の交流を支援します。製品やサービスの背景にあるストーリーを丁寧に訴求、理解・共感・賛同を引き出すことにつなげます。

環境・インフラ・脱炭素 社会課題解決展  
SDGsWeek EXPO 2023

# エコプロ

## 社会インフラテック

## カーボンニュートラルテック

## 自然災害対策展 ウェザーテック

持続可能な社会の実現に向けて、  
5つの展示会と各テーマ展示などを通じてSDGsを見える化し、  
環境、インフラ、脱炭素などの社会課題解決を目指します。

サキをヨミ、現状をカエルカ



## エコプロ 出展者アンケート

■ 回答数:391件

※回答率は小数点第2位を四捨五入し、第1位までを表記します。そのため回答の合計が100.0%とならない場合があります。

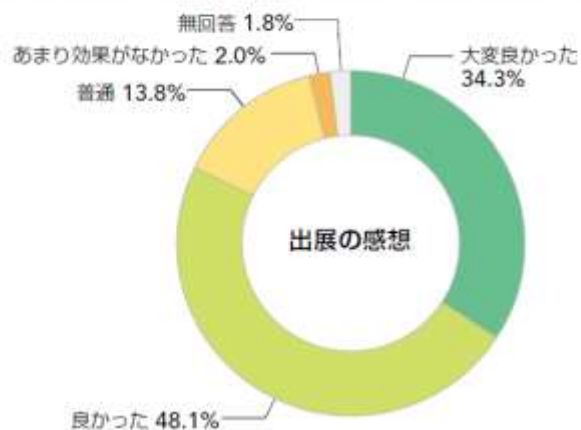
### ● 展示会参加の目的〔複数回答〕



### ● 本展に出展された理由〔複数回答〕



### ● 重点対象と考えた来場者層〔複数回答〕



### ■ 意見・感想

- 環境に対して意識の高い方の来場が多い。
- 単独でのPR、情報発信には限界があり、大規模なイベントとすることのスケールメリットが大きいと思う。
- 名刺交換を多くの企業様とでき、費用対効果が良いと感じた。
- 企業・一般どちらの声も聞ける。
- 求めている大企業とのコネクションを得ることができた。
- 来客数が多い、イベント自体にブランド力がある。

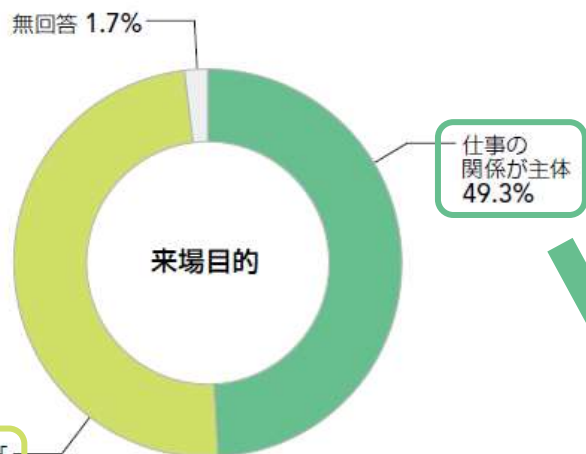
アンケートの詳細はエコプロ公式HPもご参照ください



## エコプロ 来場者アンケート

■ 回答数: 900件 ■ 実施日: 12月7日(水)、8日(木)、9日(金)

※このアンケートは、本展会場出口にて様々な来場者層にお声がけし、各日300人程度にお答えいただいたものです。  
※回答率は小数点第2位を四捨五入し、第1位までを表記します。そのため回答の合計が100.0%とならない場合があります。



アンケートの詳細はエコプロ公式HPもご参照ください

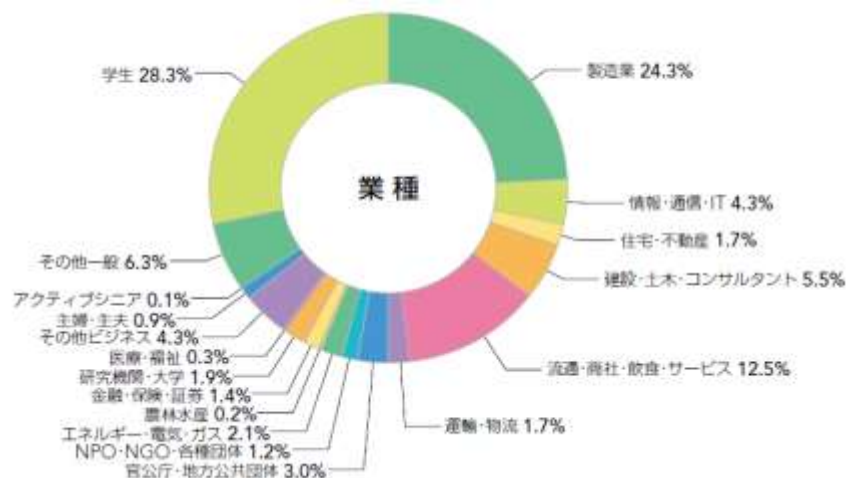
個人的な  
関心が主体  
49.0%

仕事の  
関係が主体  
49.3%

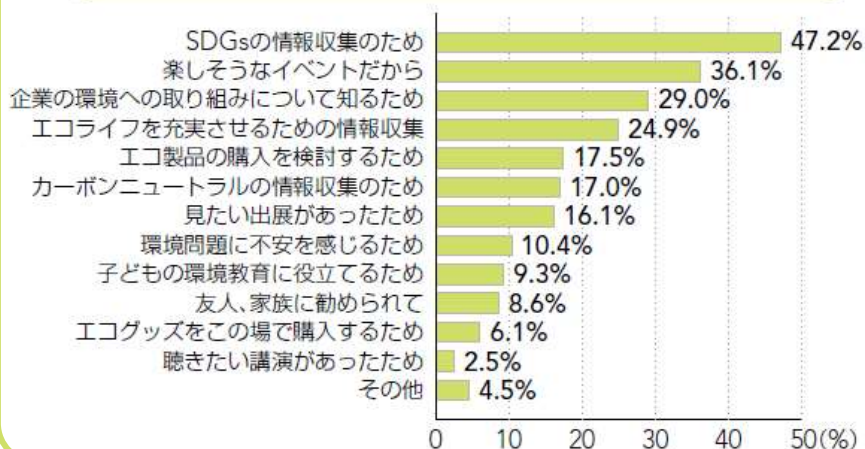
## SDGsWeek EXPO 2023

### 来場者業種別割合 (3日間合計)

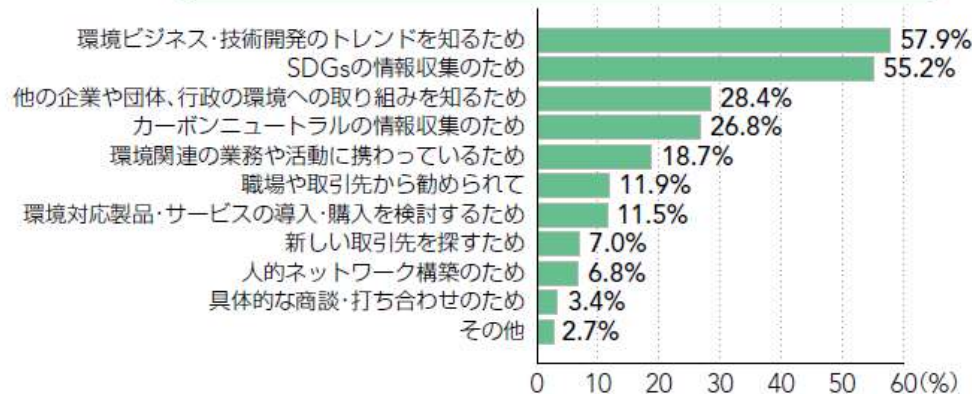
※このデータは、来場者の参加登録時のアンケートを集計したものです。「業種」の「学生」に子ども団体来場者を含みます。  
※回答率は小数点第2位を四捨五入し、第1位までを表記します。そのため回答の合計が100.0%とならない場合があります。



### 「個人的な関心が主体」の来場目的詳細 [複数回答]



### 「仕事の関係が主体」の来場目的詳細 [複数回答]





## お申し込み方法

## STEP 1

**\* 出展内容を入力 \***

ウェブサイト内の出展申し込みページにアクセスし、「出展規約」に同意の上、案内に従って**出展内容を入力**し、お申し込みください。  
お申し込み情報入力の際、「申込小間数と出展料金欄」出展ゾーンで**【プラントベースワールド】**を選択してください。

※過去に出展したことがある場合は、すでにお持ちの出展者IDを使って「出展者マイページ」からお手続きください。

※【**広告代理店および請求に関する情報**】の【**出展料金の請求方法**】には「**指定の広告代理店を介して申し込む**※**広告代理店から出展料金を請求します**」を選択し、【**代理店コード**】には「**D00123**」と入力ください。（※請求書の発行は(株)ピース・コミュニティ・プランとなります。）  
※「ウェブサイト表示名（出展者名）」は案内チラシやウェブサイトなどに掲載されます。

## STEP 2

**\* 出展申込書PDFをプリントアウト \***

出展内容を主催者事務局で確認した後、「出展申込書提出依頼」のメールを出展担当者宛てにお送りします。新規申込の場合は、このときに出展者IDをお知らせします。電子メールの案内に従って「出展者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された**出展申込書PDFをプリントアウト**してください。

## STEP 3

**\* 出展申込書を提出 \*** 早期申込締切日：5月31日(水) / 申込締切日：7月14日(金)

プリントアウトした出展申込書に代表者印（または社印）を押印のうえ、以下の方法で主催者事務局までご提出ください。

① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする

② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者事務局まで郵送する

※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取りお手元に保管してください。

※期限内に出展申込書を送付いただけない場合は、出展取り消しとさせていただきます。

## STEP 4

**\* 出展申込書の受理 \***

主催者事務局から**出展申込書を受理**した旨、電子メール（出展申込受理メール）でお知らせします。このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を発送します。

## STEP 5

**\* 出展料の振り込み \*** 入金締切日：8月25日(金)

振込手数料は出展者にてご負担ください。期日までに出展者または広告代理店からの入金を確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

## STEP 6

**\* 共同出展登録 \*** 申込締切日：9月14日(木)

**複数の企業・団体と共同で出展される場合も**展示会への出展申し込み、および主催者の出展受理の手続きが必要です。共同出展の代表出展者は、「出展者マイページ」にログインしていただき、左メニューの「共同出展者の招待」から共同出展者の担当者へ招待メールをお送りいただきます。招待メールには、共同出展申込フォームのURLが記載されておりますので、リンク先から出展申込手続きを行っていただきます。

\* 以降の流れ \*



下記文章をよくお読みいただき、ご了承のうえお申し込みください。

## 【1. 規約の履行】

出展者（共同出展者を含みます、以下同じ）は「SDGs Week EXPO」2023開催の各展示会（「エコプロ」「社会インフラテック」「カーボンニュートラルテック」「自然災害対策展」「ウェザーテック」ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します）に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容（これらを以下「本展規約等」と総称します）を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方（かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます）（以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します）をして、本展規約等を遵守させるものとし、出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含みます）を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

## 【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合（下記事例を含みますが、これらに限られません）には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

《出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例》

「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」

「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」

「出展者が第三者の権利（知的財産権、肖像権など）やプライバシーを侵害していると判断される場合」

「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」

「出展者が自法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」

「出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」

「主催者が開催した過去の展示会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合」

「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」

2-2. 感染症などの発生や流行地域としてWHO（世界保健機関）や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展者の出展または来場を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外からの出展者の出展または来場においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

## 【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとし、出展申込書は主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を送付（電子メールまたは郵送による）した時点をもって正式に出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとし、なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りする場合があります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとし、なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ）に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとし（振込手数料は出展者が負担するものとし）、主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。（出展者（広告代理店を含みません）が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。）

3-3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮（会期中の打ち切りを含む。以下同じ）または延期する場合があります。中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します（広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します）。

①2023年10月10日（火）まで出展料金の100%

②2023年10月11日（水）から11月11日（土）まで出展料金の80%

③2023年11月12日（日）から12月3日（日）まで出展料金の70%

④2023年12月4日（月）から5日（火）まで【搬入・設営期間】出展料金の50%

⑤2023年12月6日（水）から8日（金）まで【会期中・搬出撤去期間】出展料金の0%

なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

## 【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。

4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

## 【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとし、

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

## 【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。

## 【7. 展示に関するルールの概要】

7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。

7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。

7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとし、

7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとし、

なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。

7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。

7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。

7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、20歳未満や車両運転者には提供してはなりません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、20歳未満の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。

7-11. その他、前各項のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

## 【8. 個人情報の取り扱い】

8-1. 出展者は、展示またはQRプラン（来場者証QRコード読み取りサービス）などを通じて来場者の「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得・管理しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体である来場者から「同意」を取らなければなりません。

8-2. 出展者は、来場者から取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。

8-3. 出展者が、取得した個人情報の管理・利用に関して来場者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

8-4. 主催者は、来場者の個人情報の正確性・真実性を保証するものではありません。

8-5. 出展者が自社ブースにおいて、来場者の参加証に記載されたQRコードを専用アプリを使って読み取り、本展示会のシステムにアップロードした場合、当該来場者の来訪記録が本展示会のシステムに記録されます。出展者は本展示会のシステムから来訪者記録データを取得することができます。ただし、技術的な要因によりQRコードが読み取れなかった場合、および、読み取りデータが消失した場合などは、当該来場者の記録に失敗することがあります。主催者は、読み取りアプリ、端末および本展示会システム等の障害によるデータ喪失について、責任を負いません。

8-6. 主催者は、来場者に対し、来場者登録フォームにおいて、個人情報が本展示会のシステムを通じて主催者から出展者に提供されることを説明し、明確な同意を得ています。また、来場者に発行する参加証においてQRコードを利用した来訪記録の提供について説明しています。

## 【9. 損害賠償責任】

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。

9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。

9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。

9-4. 主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-5. 主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し遺失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額（返金する出展料金額を含む）は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。

9-6. 主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。

9-7. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

## 【10. 反社会的勢力の排除】

10-1. 出展者は、出展者等が現に反社会的勢力（以下の①～③に掲げる者および団体をいう）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。

①『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者

②『組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律』に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者

③『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員

④総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人

⑤暴力、威力、脅迫的言辭および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」という）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人

⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体

⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

10-2. 主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

## 【11. その他】

11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。

11-2. 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。



出展についてご興味をおもちいただけましたら、お気軽に下記までお問合せください。

お問合せ先

## エコプロ2023 プラントベースワールド事務局

TEL : **03-6413-8801**

E-mail : **ecopro-zone@begoodcafe.com**

〒153-0044 東京都目黒区大橋2-12-9 パレスKY 401

株式会社ピース・コミュニティ・プラン（NPO法人ビーグッドカフェ）内

TEL 03-6413-8801 FAX 03-6368-6410

株式会社ピース・コミュニティ・プラン（NPO法人ビーグッドカフェ）は、2001年よりエコプロに企画参加し、サステナブルな食をテーマにした主催者テーマゾーンやオフィシャルマーケットなどの企画制作を行っています。